

整理番号	書類	ページ	記載箇所	質問内容	回答
1	実施要領	2～3	3 参加資格要件等について（1）ア	「①～③いずれかの業務に従事した実績を有すること」とありますが、代表企業として事業を受注している場合は、①に相当する実績として記載するとの認識でよろしいでしょうか	①は工事の施工実績を対象としています。そのため、代表企業として事業を受注した場合であっても、共同企業体等の中で実際に施工業務を担当していなければ実績として認められません。
2	実施要領	5	7 技術提案書等について（1）ア	提案書の文字のフォントは12ポイントとありますが、10、5ポイントでもよろしいでしょうか。また、図表やイメージ図を提案書に載せる場合、字が規定より小さくなる場合がありますが、よろしいでしょうか。なお、できるだけ読みやすくなるようなフォント、文字サイズとなるよう工夫いたします。	技術提案書のフォントサイズは12ポイントとしてください。ただし、図表やイメージ図の中に限り10.5ポイント（あるいはそれ以下）の使用を認めます。
3	実施要領	6	7 技術提案書等について（1）エ	技術提案書の著作権に対し市は無条件の使用権を持つ、とありますが、提案者の営業秘密に関わる事項については、ご使用前に、使用の方法や範囲について、提案者にご協議を頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。技術提案書に盛り込まれた提案者の営業秘密、特許権、独自のノウハウ等に関わる事項を、本プロポーザルの審査および本業務の実施目的以外で使用・開示する場合には、事前に対象となる使用の方法や範囲について、提案者と協議を行うものとなります。
4	要求水準書	3	1 事業に関する基本事項（7）	提供された資料（図面等）と現場状況が著しく異なり案、その結果、施工費用が大幅に増えた場合、「市の提示条件、指示に差異が生じたもの」とみなし、金額変更をお認めいただくことは可能でしょうか。 ※球場の面積がご提示いただいたものより大きく照明台数が増えた場合などを想定しております。	お見込みの通りです。本市が提示した資料（図面等）と実際の現場状況に、客観的かつ重大な相違があり、それが通常の受注者において事前に予測困難なものであると認められる場合は、要求水準書6（8）別表「予想されるリスクと責任分担」の「市の提示条件、指示に差異が生じたもの」に当たするため、市と受注者で協議の上、設計変更（金額の変更を含む）の対象とすることが可能です。ただし、質問回答期間を通じて、事前に確認・予見が可能であったと判断される事項については、提案金額の範囲内での対応となります。なお、相違を発見した場合は、着手前に速やかに市へ報告し、指示を仰いでください。
5	要求水準書	3	2 本事業に関する基本要件（1）カ	近隣住民・関係者などに対する工事説明を行うこと、とありますが、説明対象となる範囲については、貴市と別途協議の上、決定するとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。説明対象範囲については、工事内容、施工方法、搬入経路等を踏まえ、周辺への影響が想定される範囲を基本として、本市と協議の上、決定するものとなります。 なお、説明方法については、案内文の配布、戸別訪問、説明会の開催等のうち、必要に応じて本市と協議の上、決定するものとし、これらに係る実務および費用は本業務に含むものとします。
6	要求水準書	4	2 本事業に関する基本要件（5）ア	メンテナンスコストの比較シミュレーションを実施するため、貴市で把握されている既設照明設備及び照明鉄塔に関する年間メンテナンス費用をご教示いただけないでしょうか。	本市において把握している年間メンテナンス費用は既設照明設備に関するもののみであり、詳細は以下のとおりです。 照明制御点検費：年額 310,200 円（消費税込み） ※指定管理業務における定期点検費用となります。
7	要求水準書	4	2 本事業に関する基本要件（5）イ	照明設備の稼働時間、電気料金単価については、正確を期するため、可能ならば貴市が把握されているデータをご提示頂けないでしょうか。もし、ご提示頂けるデータがない場合は、公的機関などが公開している妥当性のある数値をもとに、提案者が想定の上計算する、との理解でよろしいでしょうか。	公平な審査を行うため、本プロポーザルにおける試算基準を以下のとおり指定します。年間電気料金の比較シミュレーションはこれに基づき行ってください。 照明設備の年間稼働時間：350 時間 電気料金単価：1kWh あたり 20.4 円（消費税込み） ※基本料金等は考慮せず、上記従量単価のみを用いて、計算してください。
8	要求水準書	4	2 本事業に関する基本要件（5）ウ	照度シミュレーションデータと連動した消費電力の低減効果、とありますが、これは「照度シミュレーションにより求めた照明器具の最適台数をフル点灯させた場合に、以前よりどれだけ消費電力を低減できたか、その効果をご提示する」という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
9	要求水準書	7	4 照明設備に係る仕様（1）カ	～電力契約の変更に必要な書類を作成すること、とありますが、可能ならば現在の電力契約の相手先、契約、契約電力など概要をご教示頂けないでしょうか。難しいようでしたら変更申請時にあらためてご協議させて頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	現在の電力契約の概要は以下の通りです。 電力小売事業者：株式会社U-POWER 契約プラン：高圧500kw未満・中国・市場連動プラン・GREEN10 契約電力：272.0kW なお、詳細な契約情報の共有及び具体的な変更申請手続きについては、受注者決定後、変更申請時に改めて本市と協議の上、関係事業者の手続きに従い進めるものとします。
10	要求水準書	9	5 設計業務に関する事項（4）エ、キ	エにおいて構造検討書を提出し、キにおいて基礎部、接合部の安全性確認資料を提出する、とありますが、安全性確認資料とは「構造的な強度を証明する構造計算書と内容的には同一」と思われることから、エの構造検討書としてまとめて提出可能、との認識でよろしいでしょうか	お見込みの通りです。一括して取りまとめて提出いただいて差し支えありません。ただし、項目「エ」および項目「キ」で求める内容が、それぞれ当該資料内で確認できるようにしてください。 なお、重複する内容については、重複して提出いただく必要はありません。
11	要求水準書	11	6 施工及び工事管理業務に関する事項（5）ア（ク）	電源ケーブル～（中略）～ガス管等の既設インフラと干渉する場合または、その切り回しなど改修を行う場合は、貴市と事前協議を行うこと、とありますが、事前に既設インフラの敷設状況を把握し、効率的な設計と協議を進める観点から、既存インフラの敷設図がございましたら、ご提示頂けないでしょうか。	既存インフラの敷設図については、一般公表は行いません。 本市が保有している範囲の資料については、優先交渉権者の選定後、必要に応じて参考資料として提示する予定です。 なお、提示資料は実際の敷設状況と異なる場合や、図面が存在しない箇所がある場合があります。 詳細な設計および施工にあたっては、受注者において必要な現地調査、関係事業者への確認、試験等を実施した上で、本市と協議してください。 既存資料と現地状況に著しい相違がある場合、または想定外の支障物が確認された場合は、本市と協議するものとなります。
12	要求水準書	11	6 施工及び工事管理業務に関する事項（5）ア（サ）	別工事等と作業等が重なる場合は、別工事受注者と協力して、作業を円滑に進めること、とありますが、本事業と同時期に行われる別工事があれば、工期、場所等の概要をご提示頂けないでしょうか。	本事業と同時期に行われる別工事は、現時点では予定しておりません。 なお、今後、公募期間中に新たな工事予定が判明した場合は、必要に応じて参加者へ周知します。 契約後に別工事が発生した場合は、速やかに受注者へ情報提供し、受注者および別工事受注者の間で工程調整等を行うものとなります。 また、本事業の工程、施工方法等に影響が生じる場合は、本市と協議するものとなります。
13	要求水準書	13	6 施工及び工事管理業務に関する事項（7）オ	～天災その他受注者の責めに帰さない事由によるものについては、貴市と受注者が協議の上～（中略）～費用負担を決定する、とありますが、受注者の責めに帰さないいわゆる「不可抗力」の事象も受注者が負担する可能性があるとの認識でよろしいでしょうか？また、不可抗力事象に伴う受注者負担を除外して頂くことは可能でしょうか。	受注者の責めに帰さない「不可抗力」による損害が発生した場合、その費用負担については、本市が一方向に決定したり、一律で特定の負担割合を除外したりするものではなく、あくまで本市と受注者が個別に協議の上で決定するものとなります。
14	要求水準書	14	6 施工及び工事管理業務に関する事項（8）ア	天災や経済状況の大幅な変動など、受注者の責めに帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする、とありますが、これは「天災などの不可抗力事象については、原則貴市ののご負担となる可能性が高いが、その範囲の認定や事実の見極めのための協議は行う」という認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。天災等の不可抗力による損害については契約約款に基づき請負代金額の100分の1を超える額は原則として本市が負担することとなりますが、その損害額の客観的な認定や事実関係の見極め及び実際の費用負担の確定にあたっては、その都度本市と受注者で協議の上で決定するものとなります。
15	要求水準書	3	1 事業に関する基本事項（7）	「既存の照明塔に関する図面（宇部恩田運動公園野球場建設工事（電気設備工事）竣工図）を提供する。」とありますが、照明鉄塔建設時の基礎及び照明鉄塔の構造計算書、施設の電気容量計算書も併せて提供していただけるということで宜しいでしょうか。	ご質問の構造計算書および電気容量計算書につきましても、本市が現在保有している範囲の資料に限り、優先交渉権者の選定後に開示する予定です。なお、過去の古い資料であるため一部が存在しない場合や実際の状況と異なる場合があり、不足する情報や詳細な設計・検証にあたっては契約後に受注者の責任において現地調査や再計算等を実施した上で、本市と改めて協議を行ってください。
16	要求水準書	6	3 夜間照明塔改修内容（2）イ	「導線支柱及び取付ボルトに錆の進行が見られることから・・・」とありますが、支柱本体の交換であり、避雷導線は接地抵抗への影響から、事前・事後測定による確認とし、既存避雷導線を活用するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。本事業においては、環境配慮の観点からも、既存設備の有効活用を含めて検討・提案していただきたいと考えております。ただし、改修後の避雷設備全体として必要な安全性・規格を満たし、引き渡し後の品質保証に支障がない工法であるかについては、十分確認の上、提案してください。
17	要求水準書	9	5 設計業務に関する事項（4）	「受注者は・・・提出すること」等の記載があるものは、「本件で優先交渉権者として選定された場合に提出する」ということで、技術提案書提出の時点で、提出する必要はない、との認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。「受注者は・・・提出すること」と記載されている各種資料については、本契約締結後に提出していただくものです。技術提案書の提出段階で添付していただく必要はありません。
18	様式	-	様式第3号、4号、5号、7号	貴市におかれましては、請求書等の押印省略の取り組みをされているようですが、記名欄に「印」という文字の記載がない様式については、社印の押印は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
19	様式	-	様式第1号	様式第1号は、コンソーシアムを組成して参加する場合、代表企業のみがコンソーシアム名で提出する（コンソーシアム内の各々の企業の提出は不要）、との認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
20	様式	-	様式第6号	技術提案書の構成（章立て）は、「様式第6号」の通りに記載しなければならないのでしょうか。または、「様式第6号」に記載の項目が盛り込まれていれば、実施要領5ページ「7. 技術提案書等について」の指示の範囲内で、「様式第6号」の構成を変更して作成してもよろしいでしょうか。	「様式第6号」の通りに記載してください。
21	実施要領	3	3 参加資格要件等について（1）ア③	ご提出させていただく契約書の写しについては、本要件を満たすことを証明する該当部分が確認できれば、必ずしも契約書全体の写しを提出する必要はない、との認識でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。提出いただく契約書の写しについては、本プロポーザルの参加要件を満たす実績等を客観的に証明できる該当部分（表紙、工期、業務内容、契約当事者の記名押印等）が確認できれば、必ずしも契約書全体の写しを提出する必要はありません。
22	要求水準書	4	2 本事業に関する基本要件（5）	年間電気料金及びメンテナンスコストの比較シミュレーションにあたっては、以下の認識でよろしいでしょうか？ ・年間（12か月）ベースの比較とする。 ・複数年で一度のメンテナンス作業については、年あたりのコストに換算する。 ・将来の電気料金単価の変動や物価変動については考慮せず、現時点の物価情勢等をもとに比較する。	お見込みの通りです。本比較シミュレーションの作成にあたっては提示された条件の通り算定いただいて差し支えありませんが、要求水準書2（5）イの規定に基づき、算出にあたっては前提条件及び積算根拠を必ず提案書内に明記し、算定プロセスを明らかにしてください。
23	実施要領	7	8 優先交渉権者の選定について（1）アc	説明用にプレゼンテーション用のパワーポイント資料を技術提案書提出時に同時提出し、プレゼンテーション当日はパワーポイント資料で説明する形でよいでしょうか。 また、経時的な変化のある光の演出を紙面でご説明するのは困難であることから事例のビデオなどを用いたご説明をさせて頂くことは可能でしょうか。	プレゼンテーション用のパワーポイント資料および演出事例のビデオ等を使用した説明についてはいずれも認めますが、使用する映像等の内容は事前に提出いただく技術提案書の範囲内（補足・説明のための資料）に限るものとし、新たな提案事項の追加は認められません。なお、説明に使用する機器等の接続設定や操作及びそれらに要する時間管理についてはすべて提案者の責任において制限時間内で行うものとし、機材の不具合等による時間の延長等の配慮は行いません。
24	実施要領	1	1 事業概要（4）	提案上限額を超えると、失格になりますでしょうか？	お見込みの通りです。見積金額が実施要領に定める提案上限額を超過している場合は、参加資格要件を欠くものとして一律に失格（審査対象外）といたします。
25	要求水準書	8	4 照明設備にかかる仕様（2）イ（イ）	プロ野球は内野0.7外野0.5が1S基準となります。 外野0.5で問題ないでしょうか？	本事業における照明品質の確保にあたっては要求水準書に定めている通り、一律に均斉度（最小／平均）0.7以上を要件といたします。
26	要求水準書	8	4 照明設備にかかる仕様（2）エ（イ）	照明制御盤からの調光制御対応となりますが、調光制御＝ON／OFFでの減光で問題ないでしょうか？	お見込みの通りです。なお、より省エネ性や操作性に優れた調光システム等について、独自の技術提案がある場合は歓迎します。
27	その他	-	-	中東情勢の影響による材料不足での工期延長は協議いただけるものでしょうか？	中東情勢の影響による資材調達遅延等、受注者の責めに帰さない合理的な理由により工期への影響が不可避であると客観的に認められる場合は、要求水準書1（4）に基づき工期延長（変更契約）に関する協議の対象といたします。ただし、実際の協議にあたっては、受注者において代替品の検討や早期発注など適切な工程管理の努力が尽くされていることを前提とし、資材メーカー等が発行する納期遅延証明書等の客観的な根拠資料を本市へご提出いただいた上で、その都度個別に判断するものとなります。
28	その他	-	-	高圧引込み柱と鉄塔の距離が近いため、一時的に高圧線を切り、2～3日停電作業を伴いますが、問題ないでしょうか。	停電を伴う施工方法自体を否定するものではありませんが、停電期間、停電範囲、施工時期及び作業時間帯については、施設利用、公園内他施設への影響、安全・保安対策等を踏まえ、必要最小限となるよう計画してください。 具体的な施工時期、作業時間帯、停電範囲、停電期間及び安全・保安対策等については、契約後、施工計画書等に基づき、本市、指定管理者、電力会社、電気主任技術者または電気保安管理業務受託者等の関係者と協議の上、決定するものとなります。 なお、停電作業に係る関係者との調整、申請、立会、保安対策、仮設電源、発電機等の設置・運用・撤去その他必要な措置に要する費用は、すべて受注者の負担とし、提案金額の範囲内で対応してください。 また、機能停止や利用休止が必要となる場合は、事前に本市及び指定管理者の承諾を得るものとなります。
29	その他	-	-	鉄塔側の作業に対し、障害となる樹木を伐採しても問題ないでしょうか。	施工の障害となる樹木の枝の剪定等を行うことは可能ですが、景観維持および公有財産保護の観点から幹の伐採（切り倒し）は認められないため、具体的な剪定の対象範囲や方法等については必ず契約後に本市と別途協議の上で決定するものとなります。なお、樹木の剪定および発生した枝葉等の適切な処分に関わる一切の実務および費用については、すべて受注者の負担（提案金額の範囲内）となります。